相馬郡飯舘村における県管理河川河道掘削工事で発生した建設発生土の民間利用希望者公募要領

第１　趣旨

福島県相双建設事務所では、相馬郡飯舘村における県管理河川河道掘削工事において発生した建設発生土のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、近隣の民間造成地等へ適正かつ安全に処分するために、利用を希望する者の公募を行うものである。

本要領、残土の利用先（以下「利用者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第２　残土の利用希望者の申し出手続き

残土の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、利用希望申書（様式１）に以下の書類を添えて福島県相双建設事務所長に提出しなければならない。

（１）利用地に関する図面（位置図、平面図、横断図等）
（２）現場写真（利用地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの）
（３）利用地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

第３　残土の利用を申し込むことができる者の資格要件

残土の利用を申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

（１）別紙１の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと。
（２）利用する土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。
（３）利用土量が１箇所当り 1,000m3 程度を超え、利用場所（以下「利用地」という。）は、平地や窪地であり、面積が十分確保されていること。
（４）残土の搬入までに、残土の利用に必要な関係法令の許可（農地法を除く）等の手続きを利用側において完了させることができること。
（５）利用地は当面の間、地目の変更を行わないこと。
（６）残土を発生した状態で利用するものとし、通常の残土処理の工程以外の分別等の作業を求めないこと。また、利用土質を指定しないこと。
（７）円滑な搬入のために必要となる以下の事前準備については、利用側において完了させること。
なお、利用地に要する費用は原則として利用地側が負担すること。

① 土砂の崩落又は流出による災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう擁壁の設置等、安全上必要な措置がなされていること。
② 利用地の雨水が適正に排出できるよう、必要に応じ、適正な規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されていること。
③ 利用地の盛土により、周辺の土地に雨水や排水等で影響を生じさせないよう措置がなされていること。
④ 伐木や表土剥ぎなどの必要な事前準備が行われていること
（利用地は、原則、立木等の障害物がないこと。）

（８）利用者は、土砂を無償で受入れるものとし、一切の費用負担を求めないこと。

（９）運搬時期については、公共工事の搬出に併せた利用が可能であること。

（１０）希望する利用量は、最大希望量とし、その範囲内であれば利用可能であり、希望量を確保することを求めないこと。

（１１）国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

（１２）残土利用に当たり、隣接者から苦情等がない利用地であること。
また、利用後、苦情があった場合には、申込者が責任をもって対応すること。

第４　残土

残土の概要については、次のとおりである。

（１）残土の仮置き場所及び残土量
仮置き場所：福島県相馬郡飯舘村草野字宮内 170
残土量　　：総計約 13,000m3

（２）残土の発生時期
令和７年３月から令和８年１０月まで

（３）残土の状態
砂質土、粘土混じり土、礫混じり土、玉石混じり土
（河道掘削残土であるため、ゴミ混じりである。）

（４）残土の取扱いについて
内閣府原子力災害対策本部からの平成 25 年 10 月 25 日付け「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的な考え方」に基づいたものとする

第５　利用者を選定するための手順

以下の手順により利用者を選定する。

（１）利用候補者の登録

福島県相双建設事務所長は、利用条件の詳細についての確認及び協議を行い、申請のあった利用希望者のうち資格要件に該当する者を候補者（以下「利用候補者」という）として登録する。

（２）利用候補者の優先順位付けの基準

残土の仮置き場所から、利用候補者の各利用場所までの運搬・処理費用、利用条件等の比較を行い、利用者を決定する。

この際、工事現場から利用箇所までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、搬出側の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

（３）利用者の決定

福島県相双建設事務所長は、利用候補者の上位の者から、順次、利用期間利用量、関係法令の許可等の確認、第３の資格要件の再確認を行い、全ての要件を満たす者を利用者と決定する。

第６　残土の利用希望申込書等の提出先及び提出期限

（１）残土の利用希望申込書等の提出先

〒975-0031　福島県南相馬市原町区錦町一丁目３０番地

（南相馬合同庁舎）

福島県相双建設事務所企画管理部管理課

電話：0244-26-1221

メール：souken.kanri@pref.fukushima.lg.jp

（２）残土の利用希望申込書等の提出締切り日

毎月末日を締切り日とする。各月の締切り後、提出書類を精査のうえ、速やかに利用の可否を通知します。

ただし、受付時間は、土日祝日を除く午前９時から午後５時までの間とし、募集期限は令和９年３月３１日限りとする。

第７　残土の利用希望申込書等の提出方法

書面により、第６に定める提出先に、持参若しくは郵送、または、メールにて提出すること。

第８　問い合わせ、質問等

問い合わせ、質問等の受付期間は、公募を開始した日の翌日から、提出期限の５日前までとし、電話又はメール等により第６（１）において受付する。

なお、メールによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。

第９　利用候補者の登録及び受入者の決定の通知

（１）福島県相双建設事務所長は、第５の利用候補者の結果を様式３又は様式４により通知する。なお、利用候補者の登録通知を受けた者は、誓約書（様式２）に以下の書類（以下「添付書類」という。）を添えて福島県相双建設事務所長に提出しなければならない。

① 利用に伴い必要とする関係利用地の所有状況が分かる資料
（地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等）

② 関係法令の許可書の写し、又は、許可等を得ることの誓約書（様式２追加事項：様式１１）。

③ 利用地周辺住民の同意書（区長等の同意）

④ 利用地の現況が把握できる写真

⑤ その他、福島県相双建設事務所長が必要と認めるもの。

（２）福島県相双建設事務所長は、第５の利用者の決定の結果を様式５により通知する。

第１０　利用候補者の登録の取り消し

（１）利用候補者は、利用地の状況等により利用の必要がなくなったときは、利用候補者の登録取消願（以下「登録取消願」という。）を様式６により提出するものとする。

（２）福島県相双建設事務所長は、登録取消願が提出されたときは、利用候補者の登録を取り消す。

第１１　その他

（１）今回の公募に関連して要した費用（申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等）は、利用希望者の負担とする。

（２）提出された利用希望申込書は返却しない。

（３）提出期限以降の利用希望申込書等の提出、訂正等は認めない。（ただし、あらかじめ福島県相双建設事務所長が承諾した訂正等についてはこの限りではない。）

（４）利用者は、利用の途中において、利用面積、利用希望量にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、福島県相双建設事務所長に利用内容等の変更を様式７により申請し、承諾を受けなければならない。

（５）福島県相双建設事務所長は、利用者からの変更申請の内容を承諾したときには、様式８により通知する。

（６）利用者の決定後、利用の途中においても第３に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった利用が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、利用者の決定、及び利用候補者の登録を取り消し、それ以降の搬出は行わない。
ただしあらかじめ福島県相双建設事務所長に利用内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りではない。

（７）福島県相双建設事務所長は、四半期毎に実績報告書を様式９により利用者へ提出するものとする。

（８）福島県相双建設事務所長は、搬出工事毎に残土の搬出が完了した時点で様式１０により利用者に搬出の完了を通知するものとする。

（９）福島県相双建設事務所長は、残土の発生期間を変更する場合は様式１２により利用者へ通知するものとする。

（１０）この要領に定めのない事項については、その都度、利用者と福島県相双建設事務所長が協議の上、決定するものとする。